

名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託  
プロポーザル実施要領

## 1.趣旨

名古屋都市センターは、「都市計画のまち」を世界に冠せしめた復興土地区画整理事業の収束を記念し、先人達の偉業をたたえその成果を後世に継承するとともに、21世紀の新しい名古屋のまちづくりに寄与する拠点として、平成3年に設立されました。以来約30年にわたり、豊かな魅力ある名古屋のまちづくりに貢献できるよう、先見性のある総合的な調査研究を始め、まちづくりに不可欠な情報の収集提供やまちづくりを担う人材の育成交流など様々な事業活動を行っています。

このような事業活動を行う場として、「まちづくり広場」がありますが、平成20年度のリニューアル以降、まちづくりに関わる人や求められる事項は多様性を増し、さらなる交流を生み、育む新たな場が求められています。

本業務は、名古屋都市センターまちづくり広場において令和3年度に実施予定の特定天井工事に併せた改修整備にあたり、「まちづくり広場」が、まちづくりに関わる多様な人が集い、新たな交流が生まれ、育まれる活力ある場（サードプレイス）となるよう、快適かつ機能的な一体的空間の創出を検討し、もって今後の基本設計等への反映を図ることを目的とするものです。

上記を念頭に、「まちづくり広場」が、従来の公共施設の概念にとらわれない新鮮味にあふれ、多様な人が集いたくなる明るく楽しい空間となる提案を求めるため、本業務の履行に最も適した受託候補者を選定するためのプロポーザルを実施します。

## 2.委託業務全体の概要

### (1) 業務名

名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託

### (2) 履行期限

契約締結の日（令和1年12月上旬予定）から令和2年3月31日まで

### (3) 業務委託費の上限額

6,000,000円（税込）

### (4) 業務内容

名古屋都市センターまちづくり広場の改修における調査検討業務

※ 詳細は、別添「名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託 特記仕様書（案）」（以下「業務委託仕様書（案）」といいます。）にてご確認ください。

### 3. プロポーザルの概要

#### (1) 応募資格

法人その他の団体であって、次の要件を満たしていること。

ア 名古屋市内に本店、支店又は営業所を有し、かつ当該支店若しくは営業所等において、公社との契約締結の権限を有する代理人を置いていること。

イ 平成 30 年度及び令和元年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入札資格を有すると認定され、登録されていること。又は、建築士事務所登録がされていること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下でないこと。

カ 平成 21 年 4 月 1 日以降、契約締結日までに、本業務と同様な展示施設又は交流施設の設計業務を 350 m<sup>2</sup>以上の施設で元請として完了した実績があること。

キ 宗教活動や政治活動などを主たる目的とする団体でないこと。

#### (2) 対象箇所

本プロポーザルでは、11 階「まちづくり広場」全体を対象箇所とします。

※ 対象箇所の詳細については、(3) 配布資料中、②業務委託仕様書（案）及び③平面図データを参照してください。

#### (3) 配布資料

本プロポーザルの参加者（以下「参加事業者」といいます。）には、以下の資料を配布します。なお、下記①～②については、公益財団法人名古屋まちづくり公社のホームページ（<http://www.nup.or.jp/>）または名古屋都市センターのホームページ（<http://www.nup.or.jp/nui/>）よりダウンロードし、下記③～⑤については、電話又は電子メールでお申し込みの上、電子メールにて配布します。

- ①名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託プロポーザル実施要領
- ②名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託 特記仕様書（案）
- ③名古屋都市センターまちづくり広場平面図データ
- ④提出書類用様式（様式 1～4）
- ⑤質問票（様式 5）

#### (4) 質問の受付と回答

本業務委託又は本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問票（様式 5）に必要事項を記載の上、令和 1 年 10 月 16 日（水）から令和 1 年 11 月 1 日（金）までの間に、電子メールにて送信してください。期間内に受付した質問については、質問者あてに電子メールにて回答させていただくほか、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、当センターHP に回答を掲載します。

なお、仕様の補足等が掲載されることもあるため、質問及び回答については、事業提案書の提出前に当センターHP にて必ず確認してください。

※ 質問票の送付先：(13) 提出先／お問合せ先に同じ

#### (5) 提出書類

参加事業者は、令和 1 年 11 月 15 日（金）17 時必着で、以下の①～⑩の書類を郵送（書留郵便に限る）又は持参にて 6 部（正本 1 部（①～⑩）、副本 5 部（②～⑤））提出してください。なお、提出書類は、日本語で作成の上、A4 判縦長左綴じにて作成してください。

- ①事業提案申込書（様式 1）
- ②業務実績（様式 2）
- ③業務実施体制／担当者経歴（様式 3）
- ④事業提案書（様式 4-1、4-2）

※ 副本（5 部）はすべてクリップ留めとし、事業者名が特定できるような表示や表現は行わないでください。

- ⑤見積書及び内訳書（様式は自由）
- ⑥会社概要パンフレット
- ⑦事業提案書類電子データ（上記①～⑤：すべて PDF 形式）

※ 電子データは、CD-ROM 等の電磁的記録媒体に保存し提出してください。

- ⑧建築士事務所登録証（写し可）
- ⑨法人の登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）（写し可）
- ⑩決算書類（直近 3 年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）

※ 上記①～⑩の提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合並びに虚偽の記載をした場合は無効とします。

※ 上記⑧～⑩の提出書類は、名古屋市の有資格者登録が未登録の場合のみ必要です。

#### (6) ヒアリング審査（審査委員会）

提出書類が受理されたすべての参加事業者に対し、令和 1 年 11 月 25 日（月）に個別のヒアリング審査を行います。ヒアリング審査の結果、最も優れている参加事業

者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行います。

※ 提出された事業提案書等について、参加資格の確認及び（7）審査基準に従い審査を行います。

※ 各参加事業者は、提案内容のプレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答（10分程度）を行っていただきます。なお、プレゼンテーションの際 PC を用いる場合は、参加事業者が持参してください。（プロジェクター／スクリーンは用意します。）

※ ヒアリング審査の時間と場所は、決定次第追って連絡します。

※ 参加者が多数の場合は、ヒアリング審査の前に、書類審査を実施し、ヒアリング審査への参加者を選抜させていただく場合があります。（決定次第連絡します。）

※ ヒアリングの出席者は3名以内とし、ヒアリング当日の資料は、事前に提出された事業提案書の内容に限定するものとします。

## （7）審査基準

提出書類及びヒアリング審査の内容に基づき、以下の基準にて審査します。

審査項目	審査ポイント	評価点	
①業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材交流施設や展示施設の調査及び活用検討等に関するコンサルティング業務など、本業務と同種・類似した業務の履行実績があるか</li> <li>・実績の内容・成果が本業務にふさわしいものか</li> </ul>	20	
②業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に係る専門知識を有する担当者の配置や人員などの実施体制は適切か</li> <li>・当社の要望等に迅速柔軟に対応できるか</li> <li>・業務内容を有効かつ効率的に遂行できる実施体制であるか</li> </ul>	20	
③事業提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は多様な可能性を考慮しているか</li> </ul>	テーマⅠ	25
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題となるポイントを的確に捉えているか</li> <li>・実現性があるか</li> </ul>	テーマⅡ	35
合計			100

事業提案書	テーマⅠ	記念館として次世代に過去の偉業を分かりやすく伝えつつ、新しい情報を発信し続ける施設を目指すために配慮すべき点を挙げ、それに対する提案をしてください。
	テーマⅡ	金山地区において多様な人が集い、新たな交流が生まれ育まれる場（サードプレイス）を目指すために配慮すべき点（運営方法含む。）を挙げ、それに対する提案をしてください。

※ 参加事業者の順位の決定方法について

ア 審査委員 1 名あたり 100 点満点、合計 300 点満点で、各審査委員の採点の合計点で 180 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た参加事業者の中から合計点が最も高い参加事業者を契約候補者とします。

イ 合計点が同点になった場合は、次の方法により順位を決定します。

(ア) 評価項目③テーマⅡの点が高い参加事業者を上位とします。

(イ) (ア) も同点の場合は、委員長が順位を決定します。

【参考：配点】

審査項目	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
①・②	20	16	12	8	4
③-I	25	20	15	10	5
③-II	35	28	21	14	7

(8) 審査委員

事業提案書の評価は、次に掲げる「名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託事業者審査委員」が行います。

委員長 平尾 高之 ((公財) 名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター参事)

委員 厚味 隆 ((公財) 名古屋まちづくり公社 総務部総務課長)

委員 野口 知愛 ((公財) 名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター企画課長)

(9) 審査結果の通知

審査委員会は非公開で開催し、審査結果と審査講評を令和 1 年 12 月上旬に各参加事業者に対し電子メールにて通知させていただきます。

(10) 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とさせていただきます。なお、本実施要領に示した参加資格があることを確認された場合であっても、契約候補者選定までの間に当該参加資格を有しないこととなった場合は失格となります。

①本実施要領に示した参加資格を有していない場合

②提案内容等に虚偽の記載があった場合

③提案に際し不正な行為を行った場合

④本要領や提出方法、提出期限等を遵守しない場合

⑤本業務又はプロポーザルの進行に対し著しく阻害する行為がみられた場合

⑥審査員に対し、審査に係る接触の事実が認められた場合

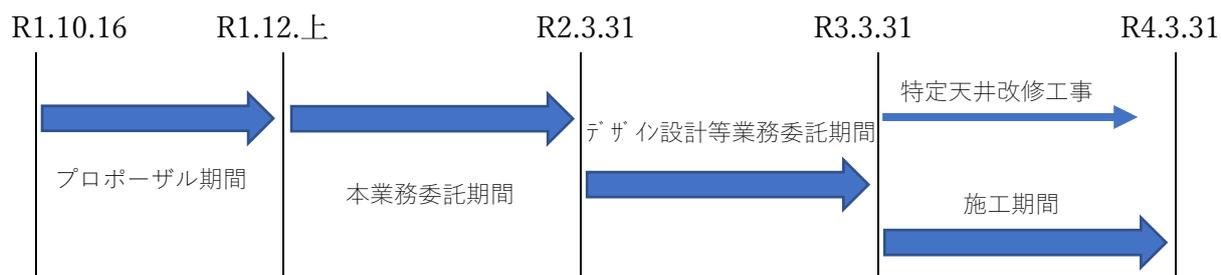
## (11) その他注意事項

- ・ プロポーザル参加に係る費用は、すべて参加事業者負担とさせていただきます。
- ・ 書類提出後の追加又は修正はできません。また、提出された事業提案書等の返却は致しかねます。なお、提出された事業提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しません。
- ・ 参加事業者から本実施要領に基づき提出された事業提案書等の著作権は、参加事業者に帰属しますが、採用した事業提案書等の著作権につきましては、(公財)名古屋まちづくり公社に帰属するものとします。なお、事業提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加事業者が負うものとします。
- ・ 公社から提供する実施要領、資料等は、事業提案書作成のために利用する以外での利用はできません。
- ・ 提出後に辞退される場合は、必ず文書(様式任意)により届け出てください。

## (12) 選定スケジュール

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ①実施要領の公表     | 令和1年10月16日(水)       |
| ②質問提出期限      | 令和1年11月1日(金)        |
| ③事業提案書等の提出期限 | 令和1年11月15日(金) 17時必着 |
| ④ヒアリング審査     | 令和1年11月25日(月)       |
| ⑤審査結果の通知     | 令和1年12月上旬           |

(スケジュールイメージ)



## (13) 提出先／お問合せ先

(5) 提出書類を持参提出される場合は、電話予約の上お越しください。

公益財団法人名古屋まちづくり公社

名古屋都市センター 企画課

担当：井上、青山

住所：〒460-0023 名古屋市中区金山町一丁目1番1号(金山南ビル13階)

電 話：052-678-2208（月～金：9時から17時まで）※祝日を除く

E-mail：[main@nup.or.jp](mailto:main@nup.or.jp)